

危機管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、緊急事態が生じた場合における当会社への影響及び被害を最小限とするため、緊急事態が発生した場合の連絡経路、対応方法その他必要事項について定めることを目的とする。

(緊急事態)

第2条 この規程において、緊急事態とは次に掲げる場合をいい、また、緊急事態発生時とは緊急事態のいずれかが発生した場合又はその発生が予想される場合をいう。

- (1)火災、爆発、地震、津波、出水、落雷、竜巻その他これに類する重大な災害が発生した場合。
- (2)機密情報（機密管理規程第2条第2号において定義される機密及び漏洩により当会社に損害を与える可能性のある一切の情報をいう。以下同じ。）が漏洩した場合。
- (3)サーバーがハッキングされた場合及びコンピューターシステムがコンピューターウィルスに感染した場合。
- (4)企業イメージを著しく低下させる事象が発生した場合。
- (5)前各号に定める場合のほか、物理的若しくは経済的に又は信用上、当会社に重大な損失又は損害を生じさせる事故又はシステム障害等の事象が生じた場合。

第2章 危機管理体制と責任

(対策本部)

第3条 当会社は、第9条第1項の危機管理体制の発令をもって、対策本部を設置する。
2 対策本部は、別紙1のとおり対策本部長、及び対策本部員で構成される。
3 リスク管理統括責任者（リスク管理規程第5条第1項に規定する代表取締役をいう。以下同じ。）は、対策本部の構成員の招集を管理担当役員（管理担当取締役又は管理担当執行役員をいう。以下同じ。）に指示する。

(対策本部の構成員)

第4条 対策本部長は、リスク管理統括責任者とする。対策本部長は、危機管理体制発令時ににおける統括を行うものとする。
2 対策本部員は、内部監査室長、管理担当役員及び対策本部長の指名した者とする。
対策本部員は、(i)危機管理体制の発令及び解除の役職員（当会社の業務に従事する当会社における全ての者をいう。以下同じ。）への伝達、(ii)対策本部長の決定事項の役職員

への指示及び実施、(iii)緊急事態に関する情報収集、及び(iv)対策本部長の特命事項の実施を行う。

- 3 対策本部員のうち、管理担当役員及び対策本部長の指名した者は、対策本部事務局機能を担う。

対策本部事務局は、(i)危機管理体制の発令及び解除の役職員への伝達補佐、(ii)対策本部長の決定事項の役職員への指示の補佐、(iii)緊急事態に関する情報収集の補佐、(iv)対策本部の招集にかかる事務連絡、及び(v)対策本部長の特命事項の実施を行う。

(役職員の義務)

第5条 当会社の役職員は、対策本部の指示に従い、緊急事態に対処しなければならない。

第3章 緊急事態発生時の連絡経路

(緊急報告ルート)

第6条 当会社の緊急報告ルートは、別紙2のとおりとする。

(報告)

第7条 役職員は、緊急事態発生時と認知した場合、当該緊急事態が案件に関するものである場合には自らの属する部署（支店を含む。）の長及び当該案件の案件責任者（組織規程第14条に規定する案件責任者をいう。以下同じ。）に、それ以外のものである場合にはリスク管理責任者に、次の各号に掲げる事項を報告する。当該報告は迅速を最優先し、口頭、電話又は電子メールのうち適切な方法で行う。

(1)緊急事態の内容・程度

(2)緊急事態の発生日時

(3)緊急事態の発生場所

(4)その他知り得た重要事項

- 2 正確な情報が入手されない段階である場合は、第一報においては情報の正確度を報告した上、適宜追加報告を行うものとする。
- 3 上記緊急報告ルートにおける直接の報告先が不在等の場合、次の報告先に報告を行うものとし、直接の報告先へは事後当該報告内容を報告する。

(リスク管理統括責任者への報告)

第8条 前条の報告を受けた案件責任者は、当該報告内容を速やかにリスク管理統括責任者及びリスク管理責任者に報告するものとし、前条の報告を受けたリスク管理責任者は、当該報告内容を速やかにリスク管理統括責任者に報告する。なお、案件責任者又はリスク管理責任者自らが緊急事態発生時と認知した場合も同様とする。

(危機管理体制の発令)

第9条 リスク管理統括責任者は、前条の報告に基づき、緊急事態発生時であると判断した場合、速やかに危機管理体制の発令を行うものとする。

- 2 危機管理体制が発令された場合、対策本部は、次の各号に従い、該当する役職員に当該発令及びその内容を伝達し、これを周知徹底する。
 - (1) 案件に関する緊急事態により危機管理体制が発令された場合には、当該案件の案件責任者、当該案件責任者の所属する部署（支店を含む。以下同じ。）の長及び当該案件にアサインされているその他の役職員
 - (2) 案件に関する緊急事態以外の緊急事態により危機管理体制が発令された場合には、全役職員
- 3 対策本部は、危機管理体制の発令に伴い速やかに情報収集を行うものとし、役職員はこれに協力する。

(突発事案の対応)

第10条 第6条に定める緊急報告ルートによる報告を行うことが困難な突発事案については、当該事案に最も関係を有する当会社内の組織が責任もって初期対応を実施し、その後速やかに緊急報告ルートに従った報告を行うものとする。

(取締役会への報告)

第11条 対策本部長は、緊急事態への対応・措置等の経過及び結果を適時適切に取締役会に報告しなければならない。

第4章 危機管理体制発令時の対応

(危機管理体制発令時の対応)

第12条 危機管理体制が発令された場合の社内外の対応（クライアントへの連絡を含む。）は、対策本部長の決定をもって、対策本部が実施し、又は対策本部から指示を受けた役職員がこれを実施する。当該対策本部の指示は平時の業務に優先しなければならない。

第5章 危機管理体制の解除等

(危機管理体制の解除)

第13条 対策本部長は、緊急事態又はその発生の可能性が収束したものと判断した場合、危機管理体制の発令を解除する。

- 2 危機管理体制の発令が解除された場合、対策本部は、危機管理体制の発令を伝達した役職員に対して速やかに当該発令の解除を伝達し、周知徹底する。

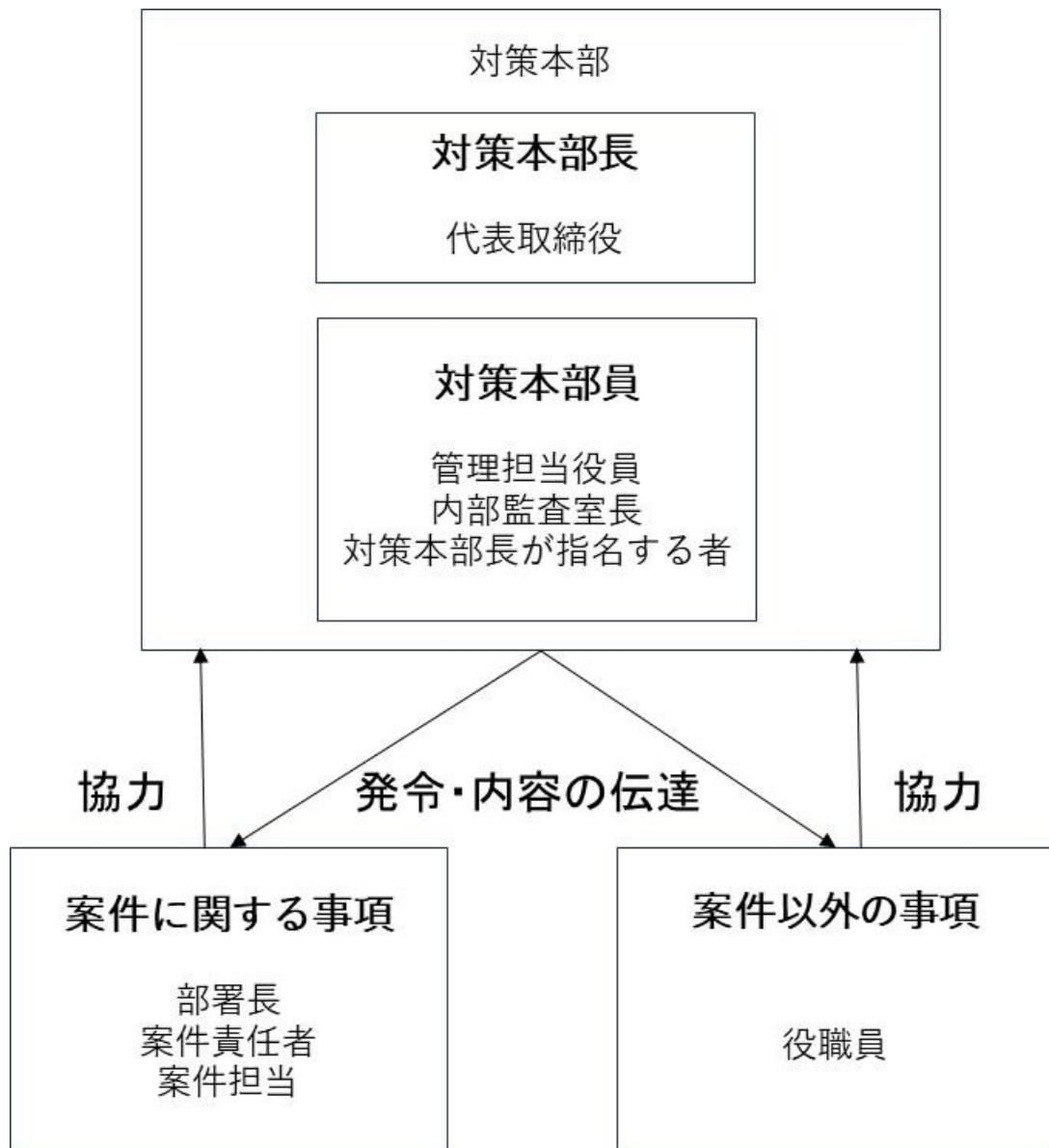
(危機管理体制の不発令)

第14条 第6条に定める緊急報告ルートに従った報告がなされるも危機管理体制が発令されなかった場合、当該報告の対象となった緊急事態を認知した役職員は、通常の業務遂行の方法によって責任をもって当該事象に対処するものとする。

附 則

- 1 この規程は、2009年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、2013年2月7日から改正施行する。
- 3 この規程は、2014年12月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2015年5月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2018年5月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、2022年3月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、2024年3月27日から改正施行する。

別紙1 対策本部組織図



別紙2 緊急報告ルート

